

●低炭素建築物新築等計画認定申請手数料一覧(法第53条)

令和7年4月1日 施行

申請の区分			評価方法 ※1	手数料の額 (単位:円)			申請単位	
				新規計画	変更計画	軽微変更証明		
市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合 (事前審査有り)	一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		性能基準・誘導仕様基準	5,000	3,000	1,000	戸	
	一戸建ての住宅以外の住宅 (右欄の額を合算 ※2)	住戸部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1	性能基準・誘導仕様基準	5,000	3,000	1,000	件
			2以上 ~ 5以下		10,000	6,000	3,000	
			6以上 ~ 【注1】		17,000	10,000	5,000	
	共用部分の床面積の合計 ※3 (区分単位:m ²)		(~ 300以内) 【注2】	標準入力法	10,000	6,000	3,000	件
	その他の部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法・モデル建物法	10,000	6,000	3,000	
住宅以外の建築物の床面積の合計 (区分単位:m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法・モデル建物法	10,000	6,000	3,000	件	
その他の場合(事前審査無し)	一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		性能基準	37,000	19,000	9,000	戸	
			誘導仕様基準	18,000	9,000	4,000		
	一戸建ての住宅以外の住宅(右欄の額を合算 ※2)	住戸部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1	性能基準	37,000	19,000	9,000	件
				誘導仕様基準	18,000	9,000	4,000	
			2以上 ~ 5以下	性能基準	75,000	38,000	19,000	
				誘導仕様基準	35,000	18,000	9,000	
			6以上 ~ 【注1】	性能基準	106,000	55,000	27,000	
				誘導仕様基準	51,000	27,000	13,000	
	共用部分の床面積の合計 ※3 (区分単位:m ²)		(~ 300以内) 【注2】	標準入力法	118,000	60,000	30,000	件
	その他の部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	62,000	
				モデル建物法	94,000	48,000	24,000	
	住宅以外の建築物の床面積の合計 (区分単位:m ²)		(~ 300以内) 【注3】	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	62,000	
			モデル建物法	94,000	48,000	24,000		

※1 仕様基準又はモデル建物法は、住戸全体又は非住宅全体(既存部分を含む)を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。

※2 各区分のうち該当部分がない場合(0m²)は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※3 住宅部分の申請において共用部分がある場合に、当該部分を申請から除外することは出来ません。